

# 生命傷害共済普通共済約款

令和4年4月1日 改定  
神奈川県火災共済協同組合

## 第1章 用語の定義条項

### 第1条（用語の定義）

この普通共済約款およびこの共済契約に付帯された特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義に従うものとします。ただし、特約において、別途用語の定義がなされている場合には、当該特約においてはそれによります。

(50音順)

用語	定義
危険	身体障害の発生の可能性をいいます。
共済期間	共済契約証書記載の共済期間をいいます。
共済金	この共済契約に付帯された特約のそれぞれに規定する共済金をいいます。
共済金額	この共済契約に付帯された特約に規定する、共済契約証書記載の共済金額をいいます。
共済契約	当組合が共済契約者との間で締結した共済契約をいいます。
共済契約者	当組合に所属する組合員または組合員以外で当組合が認めた者で、この共済契約を締結し共済契約証書に記載された者をいいます。
継続契約	第6条（共済契約の継続）の規定により共済契約が継続された場合の、継続後の共済契約をいいます。
継続日	共済期間満了の日の翌月1日をいいます。
契約年齢	共済期間の初日における被共済者の満年齢をいい、1年未満の端数は切り捨てます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、共済契約申込書の記載事項として当組合が告知を求めたものをいい、他の共済契約等に関する事項を含みます。
事故	急激かつ偶然な外来の事故をいいます。
疾病	傷害以外の身体に生じた障害をいいます。
傷害	事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

	(注)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
初年度契約	継続契約以外の共済契約および、共済契約が継続されてきた最初の共済契約をいいます。
身体障害	傷害または疾病をいいます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ① 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時 ② 疾病については、医師(注)の診断による発病の時。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時。また、先天性異常については、医師(注)の診断により初めて発見された時 (注) 次のア、およびイ、のとおりとし、以下同様とします。 ア、日本の医師の資格を持つ者をいい、当組合が認めた日本国外の医師の資格を持つ者を含みます。 イ、被共済者が医師である場合は、被共済者以外の医師とします。
責任開始日	初年度契約において、共済掛金(注)を受け取った日の翌日午前0時をいいます。 (注) 分割払の場合は、初回共済掛金をいいます。
他の共済契約等	この共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の共済契約または保険契約をいいます。
治療	医師(注)が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被共済者が医師である場合は、被共済者以外の医師による治療をいいます。 (注) 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に定める柔道整復師を含みます。
払込期日	分割払において、共済契約締結の際、当組合が指定した期日をいいます。
被共済者	共済契約の保障の対象となる者で、共済契約証書記載の被共済者をいいます。
普通共済約款	生命傷害共済普通共済約款をいいます。

## 第2章 補償条項

### 第2条 (共済金を支払う場合)

当組合は、この普通共済約款およびこの共済契約に付帯された特約に従い共済金を支払います。

### 第3条 (共済金を支払わない場合)

当組合が共済金を支払わない場合は、この共済契約に付帯された特約の規定によります。

### 第3章 基本条項

#### 第4条（共済金受取人）

この共済契約における共済金受取人は、共済契約者とします。

#### 第5条（支払責任の始期および終期）

(1) 当組合の支払責任は、共済期間の初日の午前0時（注）から1年とし、共済期間満了の日の午後12時に終わります。

（注）共済契約証書にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

(2) (1)の規定にかかわらず、初年度契約における支払責任は、責任開始日から開始し、共済期間満了の日の午後12時に終わります。

(3) (1)および(2)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(4) 支払責任が開始した後でも、当組合は、共済掛金領収前に被った身体障害に対しては、共済金を支払いません。

#### 第6条（共済契約の継続）

(1) この共済契約の共済期間が満了する場合、当組合は、共済契約者に対して継続に関する内容を共済期間満了日の30日前までに通知し、共済契約（注）を、継続前の契約条件にて自動的に継続します。以後、毎年同様とします。ただし、次の①から⑤までの事由のいずれかに該当した場合は、共済契約は継続されません。

① 共済契約者が、共済期間満了の日の14日前までに共済契約を継続しない旨を当組合に通知した場合

② 当組合が、共済期間満了の日の30日前までに共済契約を継続しない旨を共済契約者に通知した場合

③ 継続時の被共済者の年齢が、別に定める契約取扱規程により、引受対象年齢の範囲外となる場合

④ 当組合が別に定める契約取扱規程により、継続日に共済契約の種類または共済金額の変更が必要となる場合

⑤ この共済契約に付帯された特約の規定により、継続ができない場合

（注）共済期間満了の日までに継続前の共済掛金が払い込まれている共済契約に限ります。

(2) (1)の規定にかかわらず、共済期間満了日までに、この共済契約に適用した制度・掛金率等（注）が改定された場合は、当組合は、継続契約の制度・掛金率等（注）を変更します。

（注）普通共済約款、特約、共済契約引受に関する制度または掛金率等をいいます。

(3) (1)および(2)の規定に基づく継続の場合、当組合は、継続日の午前0時から共済契約を継続し、共済契約上の責任を開始します。

(4) 継続された共済契約の共済掛金は、継続日における被共済者の契約年齢により計算します。

(5) 継続された共済契約の共済掛金は、継続日の属する月の末日までに払い込むものとします。

#### 第7条（告知義務）

(1) 共済契約者または被共済者になる者は、共済契約締結の際、告知事項について、当組合に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当組合は、共済契約締結の際、共済契約者または被共済者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなった場合

② 当組合が共済契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合、または過失によってこれを知らなかった場合(注)

③ 共済契約者または被共済者が、身体障害を被る前に、告知事項について書面をもって訂正を当組合に申し出て、当組合がこれを承認した場合。なお、当組合が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、共済契約締結の際に当組合に告げられていたとしても、当組合が共済契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当組合が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合、または共済契約締結時から5年を経過した場合

(注) 当組合のために共済契約の締結の代理または媒介を行う者が、事実を告げることを妨げた場合、または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(4) (2)の規定による解除が身体障害を被った後になされた場合であっても、第18条(共済契約解除の効力)の規定にかかわらず、当組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当組合は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した身体障害に対しては適用しません。

## 第8条(契約年齢誤りの取扱い)

(1) 共済契約申込書に記載された被共済者の契約年齢に誤りがあり、実際の年齢が、共済契約締結の際、この共済契約の引受対象年齢の範囲外であった場合は、当組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約または付加された特約を取り消すことができます。

(2) 共済契約申込書に記載された被共済者の契約年齢に誤りがあり、実際の年齢が、共済契約締結の際、この共済契約の引受対象年齢の範囲内であった場合は、初めから実際の年齢に基づいて共済契約が締結されたものとみなします。この場合において、既に払い込まれた共済掛金が正しい契約年齢に基づいた共済掛金と異なるときは、その差額を返還または請求します。

(3) 共済契約者が(2)の規定による追加共済掛金の支払を怠った場合(注)は、当組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

(注) 当組合が共済契約者に対し追加共済掛金の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

(4) (3)の規定による解除が身体障害を被った後になされた場合であっても、第18条(共済契約解除の効力)の規定にかかわらず、当組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当組合は、その返還を請求することができます。

## 第9条（通知義務）

- （1） 共済契約締結の後、被共済者が別表に規定する職業に就いた場合には、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、その旨を当組合に通知しなければなりません。
- （2） （1）の事実が発生した場合は、当組合は、その事実の通知を受領したと否とを問わず、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
- （3） （2）の規定による解除が、身体障害を被った後になされた場合であっても、第18条（共済契約解除の効力）の規定にかかわらず、（2）の場合において、被共済者が別表に規定する職業に就いた時から解除がなされた時まで生じた身体障害に対しては、当組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときには、当組合は、その返還を請求することができます。

## 第10条（共済掛金の払込）

- （1） 共済契約者は、この共済契約の共済掛金を、一括して、共済契約の締結と同時に払い込むものとします。ただし、1か月ごとの分割払により、払い込むことができます。
- （2） （1）の分割払の場合、共済契約者は、第2回以後の共済掛金を払込期日までに払い込むものとします。
- （3） 普通共済約款、生命特約および傷害特約の規定に基づき、生命死亡共済金、生命高度障害共済金、傷害死亡共済金および傷害高度障害共済金の支払により、この共済契約が失効する場合には、共済契約者は、その共済金の支払を受ける以前に、年額の共済掛金から既に払い込まれた共済掛金の総額を差し引いた額を一括して払い込まなければなりません。

## 第11条（共済契約者の住所変更）

共済契約者が共済契約証書記載の住所または通知先を変更した場合は、共済契約者は、遅滞なく、その旨を当組合に通知しなければなりません。

## 第12条（共済契約の無効）

当組合は、次の①または②のいずれかに該当する事実があった場合には、共済契約は無効とします。

- ① 共済契約者が、共済金を不法に取得する目的または第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約を締結した場合
- ② 共済契約者以外の者を被共済者とする共済契約（注1）について、その被共済者の同意を得なかった場合（注2）

（注1） その被共済者に係る部分に限ります。

（注2） 被共済者を共済金受取人に定める場合を除きます。

## 第13条（共済契約の失効）

- （1） 分割払の共済契約において、払込期日までに共済掛金が払い込まれなかった場合、共済契約は払込期日の属する月の当月1日午前0時から効力を失います。

- (2) 当組合は、(1)の規定により共済契約が失効した場合、失効日以降に身体障害を被っても共済金を支払いません。
- (3) 共済契約締結の後、被共済者が死亡した場合には、その事実が発生した時に共済契約は効力を失います。
- (4) 生命特約および傷害特約の規定に基づき、生命高度障害共済金および傷害高度障害共済金が支払われる場合には、共済金支払事由に該当した時に共済契約は効力を失います。

#### 第14条（共済契約の取消し）

共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当組合が共済契約を締結した場合には、当組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を取り消すことができます。

#### 第15条（共済契約者による共済契約の解除）

共済契約者は、当組合に対する書面による通知をもって、この共済契約の全部または一部の被共済者に係る部分を解除することができます。ただし、責任開始日から第5条（支払責任の始期および終期）に規定する共済期間の開始日の前日までに共済金支払事由が生じた場合にあっては、共済契約者は、共済期間の開始日以後に限り、当組合に対する書面による通知をもって、この共済契約の全部または一部の被共済者に係る部分を解除することができます。

#### 第16条（重大事由による解除）

- (1) 当組合は、次の①から⑤までのいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
- ① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、当組合にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として身体障害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
  - ② 共済契約者または共済金を受け取るべき者が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
  - ③ 共済契約者が、次のア. からオ. までのいずれかに該当すること。
    - ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
    - イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
    - ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
    - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
    - オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
  - ④ 他の共済契約等との重複によって、被共済者に係る共済金額等の合計額が著しく過大となり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
  - ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当組合のこれらの者に対する信頼を損ない、

この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当組合は、次の①または②のいずれかに該当する事由がある場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約（注）を解除することができます。

- ① 被共済者が、(1) ③のア. からウ. まで、またはオ. のいずれかに該当すること。
- ② この共済契約に基づいて支払われる共済金を受け取るべき者が、(1) ③のア. からオ. までのいずれかに該当すること。

(注) その被共済者に係る部分に限ります。

(3) (1) または (2) の規定による解除が、共済金の支払事由が生じた後になされた場合であっても、第18条（共済契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由もしくは(2) ①または②の事由が生じた時から解除がなされた時まで生じた共済金の支払事由（注1）に対しては、当組合は、共済金（注2）を支払いません。この場合において、既に共済金（注2）を支払っていたときは、当組合は、その返還を請求することができます。

(注1) (2) の規定による解除がなされた場合は、その被共済者に対する共済金支払事由をいいます。

(注2) (2) ②の規定による解除がなされた場合は、共済金を受け取るべき者のうち、(1) ③のア. からオ. までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

#### 第17条（被共済者による共済契約の解除請求）

(1) 被共済者が共済契約者以外の者である場合において、次の①から⑥までのいずれかに該当するときは、その被共済者は、共済契約者に対して、この共済契約（注）を解除することを求めることができます。

- ① この共済契約（注）の被共済者になることについての同意をしていなかった場合。ただし、第12条（共済契約の無効）②に規定する場合を除きます。
- ② 共済契約者または共済金を受け取るべき者に、前条（1）①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③ 共済契約者または共済金を受け取るべき者が、前条（1）③のア. からオ. までのいずれかに該当する場合
- ④ 前条（1）④に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②から④までのほか、共済契約者または共済金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被共済者のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 共済契約者と被共済者との間の親族関係の終了その他の事由により、この共済契約（注）の被共済者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(注) その被共済者に係る部分に限ります。

(2) 共済契約者は、(1) ①から⑥までのいずれかに該当する事由がある場合において、被共済者から（1）の規定による解除請求があったときは、当組合に対する通知をもって、この共済契約

(注) を解除しなければなりません。

(注) その被共済者に係る部分に限ります。

(3) (1) ①の事由がある場合は、その被共済者は、当組合に対する通知をもって、この共済契約(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被共済者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。

(注) その被共済者に係る部分に限ります。

(4) (3)の規定によりこの共済契約(注)が解除された場合は、当組合は、遅滞なく、共済契約者に対して、その旨を書面により通知するものとします。

(注) その被共済者に係る部分に限ります。

## 第18条 (共済契約解除の効力)

共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

## 第19条 (共済掛金の返還または請求—告知義務等の場合)

(1) 第7条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、当組合は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき計算した共済掛金を返還または請求します。

(2) 当組合は、共済契約者が(1)の規定による追加共済掛金の支払を怠った場合(注)は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

(注) 当組合が、共済契約者に対して追加共済掛金を請求したにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(3) (1)の規定により追加共済掛金を請求する場合において、(2)の規定によりこの共済契約を解除できるときは、当組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当組合は、その返還を請求することができます。

(4) (1)のほか、共済契約締結の後、共済契約者が書面をもって共済契約の条件の変更を当組合に通知し、承認の請求を行い、当組合がこれを承認する場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、次の①または②の算式により算出した額を返還または請求します。

① 変更後の共済掛金が増える場合には、次の算式により算出した額を請求します。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{変更前の共済掛金と変更} \\ \text{後の共済掛金との差額} \end{array} \right] \times \left[ \frac{\text{未経過月数}}{12} \right]$$

② 変更後の共済掛金が減る場合には、次の算式により算出した額を返還します。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{変更前の共済掛金と変更} \\ \text{後の共済掛金との差額} \end{array} \right] \times \left( 1 - \frac{\text{未経過月数}}{12} \right)$$

(5) (4)の規定により追加共済掛金を請求する場合において、当組合の請求に対して、共済契約者がその支払を怠ったときは、当組合は、追加共済掛金領収前に生じた共済金支払事由に対しては、共済契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通共済約款およびこの共済



契約に付帯された特約に従い共済金を支払います。

## 第 20 条（共済掛金の返還—無効または失効の場合）

共済契約の無効または失効の場合には、当組合は、共済掛金の返還について、次のとおりとします。

### ① 共済契約が無効となる場合

ア. 第 12 条（共済契約の無効）①の規定により共済契約（注）が無効となる場合には、既に払い込まれた共済掛金の全額を返還しません。

イ. 第 12 条（共済契約の無効）②の規定により共済契約（注）が無効となる場合には、既に払い込まれた共済掛金の全額を共済契約者に返還します。

### ② 共済契約が失効となる場合

ア. 第 13 条（共済契約の失効）（3）の規定により共済契約（注）が失効となる場合には、次の算式により算出した額を返還します。ただし、被共済者の死亡に対して、共済金が支払われる場合は、共済掛金を返還しません。

$$\boxed{\text{既に払い込まれた共済掛金}} \times \frac{\boxed{\text{未経過月数}}}{12}$$

イ. 第 13 条（共済契約の失効）（4）の規定により共済契約（注）が失効となる場合には、共済掛金を返還しません。

（注） その被共済者に係る部分に限ります。

## 第 21 条（共済掛金の返還—取消しの場合）

（1）第 8 条（契約年齢誤りの取扱い）（1）の規定により、当組合が共済契約（注）を取り消した場合、既に払い込まれた共済掛金の全額を共済契約者に返還します。

（注） その被共済者に係る部分に限ります。

（2）第 14 条（共済契約の取消し）の規定により、当組合が共済契約を取り消した場合、当組合は、共済掛金を返還しません。

## 第 22 条（共済掛金の返還—解除の場合）

（1）第 7 条（告知義務）（2）、第 9 条（通知義務）（2）、第 16 条（重大事由による解除）

（1）もしくは第 19 条（共済掛金の返還または請求—告知義務等の場合）（2）の規定により、当組合が共済契約を解除した場合または第 15 条（共済契約者による共済契約の解除）の規定により、共済契約者がこの共済契約を解除した場合には、当組合は、次の算式により算出した額を返還します。

$$\boxed{\text{既に払い込まれた共済掛金}} \times \frac{\boxed{\text{未経過月数}}}{12}$$

（2）第 8 条（契約年齢誤りの取扱い）（3）の規定により、当組合が共済契約（注）を解除した場合も（1）と同様の方法で算出した共済掛金（注）を返還します。

（注） その被共済者に係る部分に限ります。

（3）第 16 条（重大事由による解除）（2）の規定により、当組合が共済契約（注）を解除した場

合も（１）と同様の方法で算出した共済掛金（注）を返還します。

（注）その被共済者に係る部分に限ります。

（４）第 17 条（被共済者による共済契約の解除請求）（２）の規定により、共済契約者が共済契約（注）を解除した場合または同条（３）の規定により、被共済者が共済契約（注）を解除した場合も、（１）と同様の方法で算出した共済掛金（注）を返還します。

（注）その被共済者に係る部分に限ります。

### 第 23 条（共済金支払事由が発生した場合の通知）

（１）被共済者が、この共済契約に付帯された特約に規定された共済金を支払うべき身体障害を被った場合は、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者は、その原因となった身体障害の発生の日からその日を含めて 30 日以内に身体障害発生状況および身体障害の程度を当組合に通知しなければなりません。この場合において、当組合が書面による通知もしくは説明を求めたとき、または被共済者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

（２）被共済者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合、または遭難した場合は、共済契約者または共済金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて 30 日以内に行方不明または遭難発生状況を当組合に書面により通知しなければなりません。

（３）次の①または②のいずれかに該当する場合は、当組合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（１）または（２）の規定のいずれかに違反した場合

② 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（１）または（２）の規定による通知または説明のいずれかについて知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合

### 第 24 条（共済金の請求）

（１）当組合に対する共済金請求権は、この共済契約に付帯された特約に定める時から、それぞれ発生し、これを行することができるものとします。

（２）共済契約者または共済金を受け取るべき者が共済金の支払を請求する場合は、この共済契約に付帯された特約に規定する共済金の請求書類または証拠のうち当組合が求めるものを当組合に提出しなければなりません。

（３）共済契約者と被共済者が同一であり、共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払を受けるべき共済契約者の代理人がないときは、次の①から③までに掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当組合に申し出て、当組合の承認を得たうえで、共済契約者の代理人として共済金を請求することができます。

① 共済契約者と同居または生計を共にする配偶者（注）

② ①に規定する者がいない場合、または①に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、共済契約者と同居または生計を共にする 3 親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合、または①および②に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

(4) (3)の規定による共済契約者の代理人からの共済金の請求に対して、当組合が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けた場合であっても、当組合は、共済金を支払いません。

(5) 当組合は、身体障害の内容等に応じ、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当組合が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 次の①から③までのいずれかに該当する場合は、当組合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合

② 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類のいずれかに事実と異なる記載をした場合

③ 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類もしくは証拠のいずれかを偽造し、または変造した場合

## 第25条（共済金の支払時期）

(1) 当組合は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内（注2）に、当組合が共済金を支払うために必要な次の①から④までの事項の確認を終え、共済金を支払います。

① 共済金支払事由の発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、身体障害発生の有無および被共済者に該当する事実

② 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 共済金を算出するための確認に必要な事項として、身体障害の程度、事故等と身体障害との関係、治療の経過および内容

④ 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

（注1）共済契約者または共済金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）次に定める日は30日に含みません。

① 土曜日および日曜日

② 国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）に定める休日

③ 12月30日から翌月4日までの日

(2) (1)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当組合は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の①から⑤までに掲げる日数（注2）を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、当組合

は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

事由	期間
① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から④までの事項の確認のための調査	60日
⑤ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における（1）①から④までの事項の確認のための調査	365日
⑥ (1) ①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

（注1）共済契約者または共済金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（3）（1）および（2）に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなくその確認を妨げ、またはその確認に応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、（1）または（2）の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

（4）（1）または（2）の規定による共済金の支払は、共済契約者または共済金を受け取るべき者と当組合があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

## 第26条（当組合の指定する医師が作成した診断書等の要求）

（1）当組合は、この共済契約に付帯された特約の規定による共済金支払事由が発生した場合の通知または第24条（共済金の請求）の規定による請求を受けた場合は、身体障害の程度の認定その他共済金の支払にあたり必要な限度において、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対して、当組合の指定する医師が作成した被共済者の診断書または死体検案書の提出を

求めることができます。

(2) (1) の規定による診断または死体の検案(注1)のために必要とした費用(注2)は、当組合が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

## 第27条(共済契約の内容変更)

この共済契約では、共済期間中に共済金の増額・減額、共済期間の変更および共済掛金払込期間の変更はできません。ただし、第35条(共済金の削減および共済掛金の追徴)を除きます。

## 第28条(時効)

共済金請求権は、第24条(共済金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

## 第29条(代位)

当組合が共済金を支払った場合であっても、共済契約者、被共済者または被共済者の法定相続人がその身体障害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当組合に移転しません。

## 第30条(共済金受取人の変更)

(1) 共済契約者と被共済者が同一の者である場合は、被共済者の死亡に対して支払われる共済金の共済金受取人を、共済契約者の法定相続人とします。また、この結果、共済金受取人が2名以上であるときは、当組合は、法定相続分の割合により共済金を共済金受取人に支払います。

(2) 共済契約締結の後、共済金支払事由が発生するまでは、共済契約者は、共済金受取人を変更することができます。

(3) (2)の規定による共済金受取人の変更を行う場合には、共済契約者は、その旨を当組合に通知しなければなりません。

(4) (3)の規定による通知が当組合に到達した場合には、共済金受取人の変更は、共済契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当組合に到達する前に当組合が変更前の共済金受取人に共済金を支払った場合は、その後に共済金の請求を受けても、当組合は、共済金を支払いません。

(5) 共済契約者は、(2)の規定による共済金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。

(6) (5)の規定による共済金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、共済契約者の法定相続人がその旨を当組合に通知しなければ、その変更を当組合に対抗することができません。なお、その通知が当組合に到達する前に当組合が変更前の共済金受取人に共済金を支払った場合は、その後に共済金の請求を受けても、当組合は、共済金を支払いません。

(7) (2)および(5)の規定により、共済金受取人を被共済者または被共済者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被共済者の同意がなければその効力は生じません。

(8) 共済金受取人が、共済金支払事由が発生する前に死亡した場合は、その死亡した共済金受取人

の死亡時の法定相続人（注）を共済金受取人とします。また、この結果、共済金受取人となった者が2名以上である場合は、当組合は、均等の割合により共済金を共済金受取人に支払います。

（注）法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

### 第31条（共済契約者の変更）

- （1）共済契約締結の後、共済契約者は、当組合の承認を得て、この共済契約に適用される普通共済約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- （2）（1）の規定による移転を行う場合には、共済契約者は書面をもってその旨を当組合に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- （3）共済契約締結の後、共済契約者が死亡した場合は、その死亡した共済契約者の死亡時の法定相続人にこの共済契約に適用される普通共済約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

### 第32条（共済契約者または共済金受取人が複数の場合の取扱い）

- （1）この共済契約について、共済契約者または共済金受取人が2名以上である場合は、当組合は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の共済契約者または共済金受取人を代理するものとします。
- （2）（1）の代表者が定まらない場合、またはその所在が明らかでない場合には、共済契約者または共済金受取人の中の1名に対して行う当組合の行為は、他の共済契約者または共済金受取人に対しても効力を有するものとします。
- （3）共済契約者が2名以上である場合には、各共済契約者は連帯してこの共済契約に適用される普通共済約款および特約に関する義務を負うものとします。

### 第33条（被共済者が複数の場合の約款の適用）

被共済者が2名以上である場合は、それぞれの被共済者ごとにこの約款の規定を適用します。

### 第34条（訴訟の提起）

この共済契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

### 第35条（共済金の削減および共済掛金の追徴）

当組合は、異常災害その他の事由による損失金の発生により、その損失金を繰越剰余金、諸積立金、金融機関の支払保証等をもって補填することができないと見込まれる場合には、総代会の決議を経て、共済金の削減または共済掛金の追徴を行うことがあります。

### 第36条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

## 別表

### 共済に加入することができない職業

- (1) オートテスター（テストライダー）
- (2) オートバイ競争選手
- (3) 自動車競争選手
- (4) モーターボート競争選手（水上オートバイを含む）
- (5) 自転車競争選手
- (6) 猛獣取扱者（動物園の飼育係を含む）
- (7) プロボクサー
- (8) プロレスラー
- (9) ローラーゲーム選手（レフリーを含む）
- (10) 力士
- (11) (1) から (10) までに掲げる者と同程度またはそれ以上の身体・生命の危険度の高い職業に従事している者。